

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゅうろうけいぞくしえん がたさぎょうしょ
就労継続支援B型作業所ゆめはち

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重要事項説明書 (就労継続支援B型)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ふくはち
代表者氏名	榎本重敏
本社所在地 (連絡先)	泉南市信達大苗代765番地 (072-480-2025)
法人設立年月日	平成15年3月3日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	ゆめはち
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
大阪府指定 事業所番号	就労継続支援B型2715601478号 (令和6年9月1日指定)
管理者	榎本絢太
サービス管理責任者	水谷信吉
事業所所在地	泉南市信達大苗代765
連絡先 相談担当者名	072-447-4832 榎本絢太

じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょうじっしちいき 事業実施地域	はんなんし せんなんし たじりちょう みさきちょう 阪南市 泉南市 田尻町 岬町
じぎょうしょ おこな 事業所が行う た していしょう 他の指定障がい ふくし 福祉サービス	きょたくかいご 居宅介護
りょうていいん 利用定員	めい 20名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	れいわ ねん がつ にち 令和4年5月9日

(2) じぎょう もくてき うんえいほうしん
事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	いっぱんきぎょう しゅうしょく こんなん しょう しゃ しゅうろう きかい ていきょう 一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供する とともに、せいさんかつどう つう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん とともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練 などのサービスを ていきょう 提供する。
うんえいほうしん 運営方針	りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよ う、りょうしゃ いこう てきせい しょう とくせい た じじょう ふ う、利用者の意向、適性、障がいの特性、その他の事情を踏まえて こべつ しえんけいかく さくせい もと りょうしゃ たいしてしょうがいふくし 個別の支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サ ービスを ていきょう 提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施 すること、その他の たい そち こう りょうしゃ たい てきせつ 措置を講ずることにより利用者に対して適切か つかてき しょうがいふくし ていきょう つ効果的に障害福祉サービスを提供する。

(3) えいぎょうび およ えいぎょうじかん
営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび とうようび とうようび かくしゅうえいぎょう こくみん 月曜日から土曜日までとする。(土曜日は隔週営業)ただし、国民の しゅくじつ かき がつ にち がつ にち ねんまつねんし がつ にち 祝日、夏季(8月13日から8月15日)、年末年始(12月30日 から 1 月 3 日) までを除く。
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん とうようび ごぜん じ ぶん 午前8時30分から午後5時までとする。(土曜日は午前8時30分 から 午後 1 時まで)

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。(土曜日は隔週営業)ただし、国民の祝日、夏季(8月13日から8月15日)、年末年始(12月30日から1月3日)までを除く。
サービス提供時間	午前10時から午後3時までとする。(土曜日は午前10時から正午まで)

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	非木造
敷地面積	80.1㎡
延床面積	80.1㎡

(2) 設備

設備の種類	へやかず 部屋数	備 考
訓練・作業室	1室	
相談室	1室	
洗面所	1か所	
便所	2か所	男子1、女子1、

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。

職 種	職 務 内 容
サービス管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
職業指導員	<p>就労継続支援B型計画に基づき適切な就労継続支援の提供を行う。</p>
生活支援員	<p>就労継続支援B型計画に基づき日常生活上の支援を行う。</p>
運転手	<p>送迎を行う。</p>

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① 野菜・果物販売 ② 清掃・洗車業務 ③ PC業務 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保をします。
求職活動支援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や

	きょうりょくいりょうきかん つう けんこう ほ じ てきせつ しえん おこな 協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
そうげい 送迎サービス	じしゅつうしょ ばあい きぼう そうげい おこな 自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
しせつがいしえん 施設外支援	りようしゃ しんしん じょうきょう いこう てきせい しょう とくせい た じじょう 利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を ふ ひつよう おう しゅうろくけいぞくしえん がたけいかく もと しせつがいしえんおよ 踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び しせつがいしゅうろう おこな 施設外就労を行います。
しせつがいしゅうろう 施設外就労	「しせつがいしえん」と「しせつがいしゅうろう」はどちらもりようしゃ きぎょうとう い じっしゅう おこな しせつがいしえん しよくいん たいどう おこな じっしゅう 実習を行います。「施設外支援」が職員を常同せずに行う実習に たい しせつがいしゅうろう しよくいん たいどう うけおいほちゅうきぎょう うけおいけいやく 対し、「施設外就労」は職員が常同して、請負発注企業と請負契約を むす おこな 結んで行うものです。

6 その他の費用について

ない よう 内 容	りょう 料	きん 金
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費		じっぴそうとうがく 実費相当額
しょくじ ていきょう かか ひよう 食事の提供に係る費用		ちゅうしょく しょく えん 昼食：1食につき400円
そうげい ていきょう かか ひよう 送迎サービスの提供に係る費用	つうじょう じぎょう じっしちいき ばあい 通常の事業の実施地域の場合 じぎょうしょ みまん 事業所から10km未満 むりよう 無料	
	つうじょう じぎょう じっしちいきがい ばあい 通常の事業の実施地域以外の場合 ようそうだん 要相談	
た にちじょうせいかつ つうじょうひつよう かか その他日常生活において通常必要となるものに係る ひよう 費用であって、そのりようしゃ ふたん 利用者に負担させることが適切と認 められるものの実費		じっぴそうとうがく 実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
--	---

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	榎本絢太
-------------	------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	---

<p>② 個人情報 の 保護 について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
-------------------------	--

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、

速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が

予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、

必要な対応を行います。

③

上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、

必要な対応を行います

連絡先：電話番号 090—4497—0632（対応可能時間 8：00～21：00）

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	うえの内科クリニック		
医院長名	うえのとしひさ 上野寿久		
所在地	せんなんししんだちおのしろ 泉南市信達大苗代1293-1		
電話番号	072-482-0055		
診療科	内科	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	せんなんし 泉南市
	担当部・課名	しょうがいふくしか 障害福祉課
	電話番号	072-483-8252

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 共栄火災海上保険株式会社

保険名 居宅介護サービス事業者総合補償保険

保障の概要

- 第三者に対する身体障がい・財物損壊賠償
- 人格権侵害に対する賠償
- 経済的損失に対する賠償

14 ひじょうさいがいじ たいさく
非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだ しょうぼうけいかく のつと ひなんくんれん ねん かいじっし 別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	しょうかき あり ゆうどうとう あり ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 しんさい そな びちく しょくりょう いんりょうすい かぶん ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・懐中電灯等）
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしょ とどけでひ れいわ ねん がつ nich 消防署への届出日： 令和4年4月4日 ぼうさいかんりしゃ はんなんぼうさい 防災管理者： 阪南防災
ほけんかにゆう 保険加入	ほんじぎょうしゃ かき そんがいばいしょうほけん かにゆう 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 ほけんがいしゃめい きょうえいかさいかいじょうほけんかぶしがいは 保険会社名 共栄火災海上保険株式会社 ほけんめい きょたくかいご じぎょうしゃそうごうほしょうほけん 保険名 居宅介護サービス事業者総合補償保険 ほしょう がいよう 保障の概要 1、第三者に対する身体障がい・財物損壊賠償 じんかくけんしんがいはい たい ばいしょう 2、人格権侵害に対する賠償 けいざいてきそんしつ たい ばいしょう 3、経済的損失に対する賠償

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 じぎょうしゃ たんとうぶしょ まどぐち めいしやう (事業者の担当部署・窓口の名称)	しよ ざい ち せんなんししんだちおのしる ぼんち 所在地 泉南市信達大苗代765番地 でんわばんごう ばんごう 電話番号/FAX番号 072-447-4832/ 072-480-2025 うけつけじかん げつ きんようび しゅくじつ のぞ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分～午後5時
しちやうそん まどぐち 【市町村の窓口】 りやうしゃ きょたく しちやうそん しやう (利用者の居宅がある市町村の障がい ふくし たんとうぶしょ めいしやう 福祉サービス担当部署の名称)	しよ ざい ち せんなんしたるい 所在地 泉南市樽井1-1-1 でんわばんごう ばんごう 電話番号 072-483-8252 うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間 午前9時～午後5時
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきやうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじやうかいけつたいいんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」	しよ ざい ち おおさかしちゆうおうくなかでら 所在地 大阪府中央区中寺1-1-54 おおさかしやかいふくししどう ない 大阪社会福祉指導センター内 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん げつ きんようび しゅくじつ のぞ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜん じ ごご じ 午前10時～午後4時

15 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしてします。

16 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

17 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供にあたり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

18 サービス提供の記録

- ① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

19 指定就労継続支援B型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>感染症対策</p>	<p>事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。</p>
<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が難しい利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>喫煙</p>	<p>喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。</p>
<p>宗教活動 政治活動 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

21 第三者評価の実施状況

<p>実施している</p>	<p>実施していない</p>
<p>【実施日： 年 月 日】</p> <p>【結果の開示状況：</p>	<p>【評価機関名：</p> <p>】</p>

22 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	泉南市信達大苗代765
	法人名	株式会社ふくはち
	代表者名	榎本重敏
	事業所名	就労継続支援B型事業所ゆめはち
	説明者氏名	榎本絢太

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
保護者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

